

# 倫理委員会有識者懇談会

## 議事次第

(第2回 2021年11月2日(火) 16:00~17:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

セクション360「違法行為への対応」等の見直し

【資料No.1、2、3】

IV 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
第2回倫理委員会有識者懇談会	1
監査人の交代に関する倫理規則案（セクション320）	2
違法行為への対応に関する倫理規則案（セクション360）	3

2021年11月2日  
第2回倫理委員会有識者懇談会  
配付資料No. 1



# 倫理委員会有識者懇談会

第2回  
2021年11月2日



# 本日の議事次第

---

## セクション360「違法行為への対応」等の見直し

# 見直しの背景

- 公認会計士法第27条の守秘義務に関する従来の考え方（次ページ参照）に関連して、IESBA倫理規程において定められている違法行為等発見時の規制当局に対する任意の報告の検討等について、現行の倫理規則等に導入していないIESBA倫理規程が存在する。
- 規制当局に対する任意の報告の検討等は、「会計監査に関する情報提供の充実に関する懇談会」（以下、「充実懇」）の報告書（2019年1月）において検討対象とされていた守秘義務の考え方にも関連する。今回の改正において、守秘義務の考え方をIESBA倫理規程と基本的に同様としたことから、本件についても改正を行うこととした。



- 違法行為等発見時の規制当局に対する任意の報告の検討について、現在欠番等としている未導入の規定のうち、財務諸表監査業務に従事する会員に関する規定について、改正倫理規則に反映する。
- 監査人の交代に関する規定のうち、現在欠番としている未導入の規定及び監査基準委員会報告書900「監査人の交代」を参照している規定を見直し、改正倫理規則に反映する。
- 監査人予定者が、不正な財務報告に関する法令違反等事実を認識した場合の取扱いに関する適用指針を定める。

# 規制当局に対する任意の報告に関する従来の考え方

## ● 公認会計士法の守秘義務との関係（現行倫理規則に関する座談会記事）

- ▶ 現行の倫理規則等においては、公認会計士法第27条における守秘義務の定めや通報者に対する保護制度の状況を考慮し、金融商品取引法第193条の3に基づく意見の申出義務を除き、規制当局への報告に関する規定を定めていない。
- ▶ 金融商品取引法第193条の3に基づく当局への申出については、倫理規則においても守秘義務解除の正当な理由に該当するが、それ以外の任意の報告について、公認会計士法上の守秘義務が解除される正当な理由に該当するかどうかは状況次第である。
- ▶ 日本公認会計士協会において慎重に検討を重ね、法律専門家にも相談を行った結果、金融商品取引法第193条の3の場合を除き、当局への報告は、公認会計士法上の守秘義務に抵触する可能性があるとの見解を受け、これに関する規定は倫理規則等において定めていない。

## ● 報告を行った監査人の保護

- ▶ 公益通報者保護法において保護される対象は、あくまで民事上の損害であり、仮に会員が規制当局に対して任意の報告を行い、公認会計士法第27条の守秘義務違反を問われた場合は、刑事上の責任に該当し、同法の対象外となる（免責はされない）ものと考えられる。

# 規制当局に対する任意の報告に関する新たな考え方

## ● 充実懇の報告書を踏まえた守秘義務の考え方

- ▶ 充実懇の報告書では、守秘義務について「我が国の実務では「正当な理由」の範囲を限定的にとらえ、過度にリスク回避になっているのではないかと指摘がある」とされ、「監査人が過度にリスク回避的にならないよう、日本公認会計士協会において倫理規則の「正当な理由」についての考え方を示す」ことが記された。
- ▶ これに対応するため、改正倫理規則においては、守秘義務の対象を「業務上知り得た秘密」とし、守秘義務が解除される正当な理由に関する規定を改めるとともに、これが例示列举であることを含む考え方の整理を、今後公表する職業倫理に関する解釈指針等において示す予定である。
- ▶ これと合わせ、公共の利益と依頼人等の不利益との比較考量を考慮し、改正倫理規則においては、これまで未導入であったIESBA倫理規程のうち、財務諸表監査業務に従事する会員に関する「違法行為への対応」の規定を定めるとともに、監査人の交代時において、監査人予定者が認識した法令等違反事実の規制当局への報告の検討に関する規定を設けることとした。

## ● 守秘義務が解除される正当な理由の判断

- ▶ 規制当局に対する任意の報告が正当な理由に該当するかどうかの判断に関しては、必要に応じて適切な方法により、法律専門家等の適切な者に助言を求めることとした。

# 改正の概要

- **違法行為等の対処を定める法令の十分な理解及び遵守**
  - ▶ 全ての会員は、法令により適切な規制当局への報告義務等がある場合、当該法令の内容を十分に理解し、これを遵守することが求められる（R360.6）。
- **財務諸表監査業務に従事する会員に関連する規定の改正**
  - ▶ 財務諸表監査業務に従事する会員に関連する未導入の規定等について、改正倫理規則に新たに反映する。
  - ▶ 財務諸表監査に従事する会員が不正な財務報告に関する法令違反等事実を認識した場合において、経営者等に通知しても是正措置が取られない場合の追加的な対応の例示として、規制当局に対する任意の報告の検討に関する規定を定める（R360.20、360.21 A1、360.25 A1～A3、R360.26、R360.27）。
- **監査人予定者による任意の報告**
  - ▶ 監査人予定者に対しては、金商法第193条の3は適用されないが、不正な財務報告に関する法令違反等事実を認識し、是正措置が取られない場合の、規制当局に対する任意の報告の検討に関する適用指針を定める（360.26 A1 JP）。
- **監査人の交代に関する規定**
  - ▶ 財務諸表監査業務に従事する会員に関連する規定として、現在欠番としている未導入の規定及び監査基準委員会報告書900「監査人の交代」を参照している規定を見直し、改正倫理規則に反映する（R320.8、R360.22、360.22 A1、R360.23、360.23 A1）。



# 不正な財務報告に関する法令違反等事実への対応

財務諸表監査業務に従事する会員（現任）が、不正な財務報告に関する法令違反等事実を認識

↓ 明らかに重要性がない

セクション360の遵守  
は求められない。  
(360.7A2)

↓ 明らかに重要性がないとは言えない

違法行為又はその疑  
いに関する情報の理  
解 (R360.10)

違法行為等の対処に係る法令の理  
解と遵守 (R360.6)  
・規制当局への報告  
・当該報告の依頼人への通知

必要に応じて、法律  
専門家等に助言を求  
める (360.10 A3)。

適切な階層の経営者及び適切な場合には監査役等と協議 (R360.11)  
経営者が関与していると考えられる場合、監査役等と協議 (R360.12)

依頼人が対応策を講じていない場合、以下を講じるように要請 (R360.13)  
違法行為の阻止・是正・影響の軽減/未発生の違法行為の防止/  
法令が要求する場合又は公共の利益のために必要な場合、  
適切な規制当局への報告

依頼人が対応策を実施

(注) 監査における不正リスク対応基準に基づく対応等を含む財務諸表監査上の考慮事項については、  
当フローチャートに含めていない。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

次スライドへ

# 不正な財務報告に関する法令違反等事実への対応

前スライドから



経営者及び監査役等が違法行為等に関連する法令上の責任を理解しているかどうかを検討 (R360.14)

経営者及び監査役等の対応の適切性を評価 (R360.19)

経営者及び監査役等の対応を踏まえ、公共の利益に沿って追加的な対応が必要かどうかを判断 (R360.20)  
追加的な対応の必要性、内容及び範囲について、職業的専門家としての判断を行使 (R360.21)

追加的な対応策には、次の事項が含まれる可能性がある (360.21 A1)。

- (1) 法令で要求されている場合、適切な規制当局に当該事項を報告する。
- (2) 法令で要求されていない場合であっても、適切な規制当局に当該事項を報告する。その報告はR114.1項に従って守秘義務が解除される正当な理由に該当することを確認する。
- (3) 法令で許容されている場合、業務を辞退又は契約を解除する。

不正な財務報告に関する法令等違反事実に対する規制当局への報告がその状況において取り得る適切な対応であると判断する場合、守秘義務が解除される正当な理由に該当すると判断される (R360.26)。

(注) IESBA倫理規程では「不正な財務報告に関する法令等違反事実」に限らず、広く違法行為等を対象としている。

# 監査人の交代時における違法行為等の事実の提供

- 財務諸表監査業務に従事する会員（前任監査人）は、違法行為又はその疑いに関連する追加的な対応として、業務の辞退又は契約の解除を行った場合、監査人予定者からの依頼に基づき、違法行為又はその疑いに関する全ての関連する事実及びその他の情報を監査人予定者に提供する。依頼人が、前任監査人と監査人予定者の協議に同意できない状況であっても、法令によって禁止されていない限り、前任監査人は監査人予定者に全ての関連する事実及びその他の情報を提供する（R360.22）。
- 違法行為又はその疑い以外の事実又はその他の情報に関しては、以下を実施する（R320.8）
  - ▶ 依頼人が事実又はその他の情報を開示することに同意している場合、前任監査人は率直かつ明確に情報を提供する。
  - ▶ 依頼人が、前任監査人と監査人予定者の協議に同意できない場合、前任監査人はこの事実を監査人予定者に開示する。監査人予定者は受任の可否を判断する際に、依頼人が同意できないことを慎重に検討する。

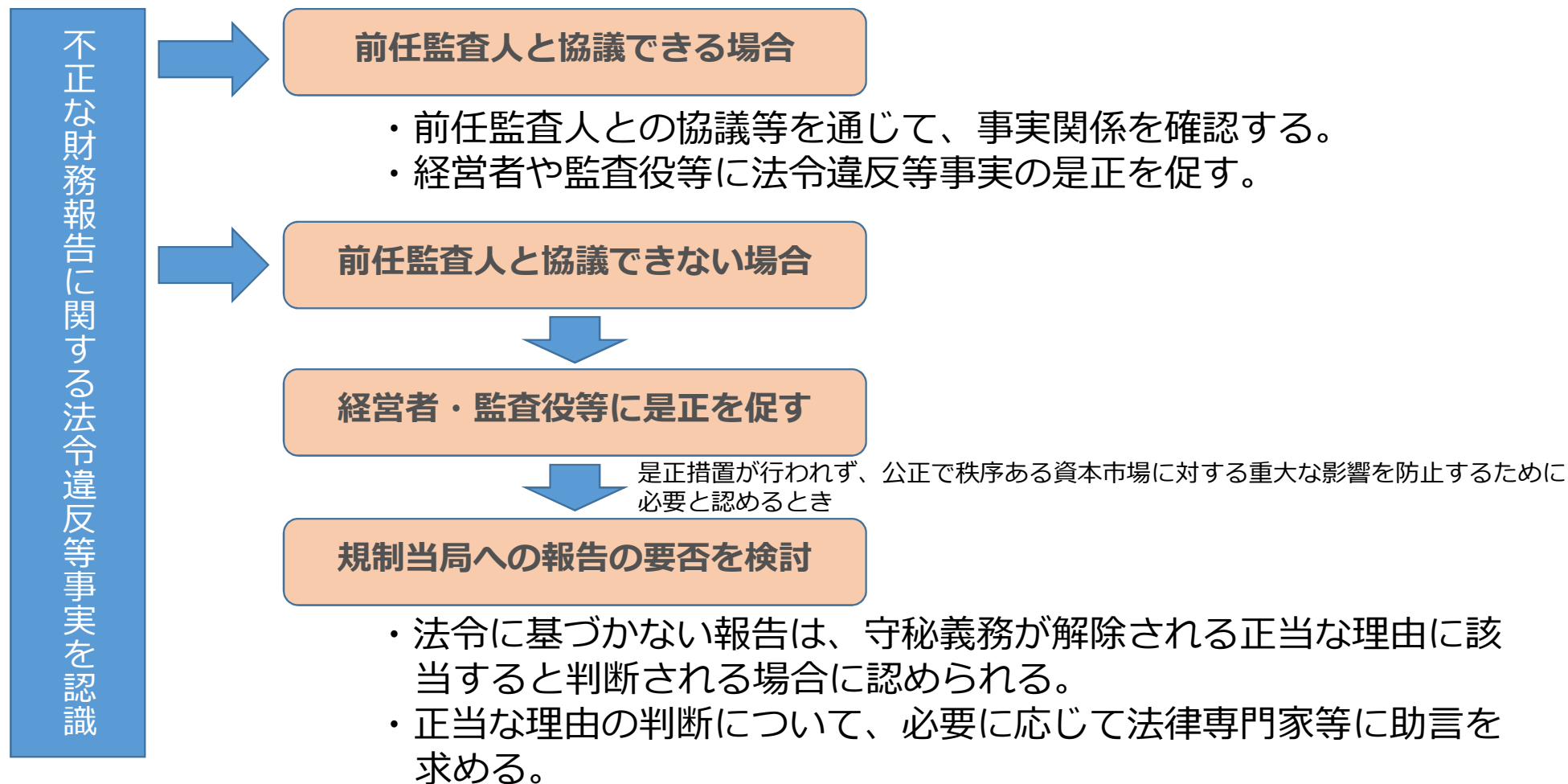
# 監査人予定者による任意の報告 (360.26 A1 JP)

- 監査人予定者は、監査契約の締結の有無を問わず、依頼人及び前任監査人から業務上知り得た秘密に対して、守秘義務の原則を遵守する必要がある。仮に監査の受任可否を決定する過程で、金融商品取引法第193条の3の不正な財務報告に関する法令違反等事実に相当する事実を認識した場合、通常は、前任監査人との協議等を通じて事実関係を確認し、事業体の経営者や監査役等に是正を促すことにより、法令違反等事実の是正等を図ることが期待される。
- しかし、本件に関する前任監査人との協議ができない場合、その是正を経営者や監査役等に促しても、その是正等の措置が行われない場合が考えられる。



- 監査契約の締結前であることから、金融商品取引法第193条の3は適用されないが、公正で秩序ある資本市場に対する重大な影響を防止するために必要と認めるときは、認識した法令等違反事実を規制当局へ報告することの要否を検討することもあると考えられる。
- 法令の要求に基づかない報告は、守秘義務解除の正当な理由に該当すると判断される場合に認められる。
- 正当な理由の判断に当たり、必要に応じて適切な方法により、法律専門家等の適切な者に助言を求めることが考えられる。

# 監査人予定者による任意の報告 (360.26 A1 JP)



# セクション360等の主な構成と改正規定

R320.8 監査人の交代

R360.6 違法行為等への対処に関する法令の理解と遵守、R360.9 違法行為等への対処（全ての会員が対象）

R360.10～20 財務諸表監査業務に従事する会員に対する要求事項

R360.10 違法行為等の理解、R360.11 経営者又は監査役等との協議、R360.12 経営者が関与していると考えられる場合の監査役等と協議、R360.13 経営者等への対応の要請、R360.14 経営者等の理解の検討、R360.15 規制当局に対する報告を含む法令の遵守（360.15 A1）、R360.16～18 グループ監査、R360.19 経営者及び監査役等の対応の評価、R360.20 追加的な対応の要否の検討

R360.21 追加的な対応の要否の判断 追加的な対応策としての報告、業務の辞退等（360.21 A1、A2）

R360.22 辞退した場合の監査人予定者への情報提供、R360.23 前任監査人とのコミュニケーションができない場合の監査人予定者の対応（360.23 A1）

360.25 A1～A3 規制当局への報告の判断

R360.26 不正な財務報告に係る任意の報告、360.26 A1 JP 監査人予定者が不正な財務報告を認識した場合の対応

R360.27 急迫な違反

赤字：新設又は改正規定（資料No. 2・3参照）

R360.29～ 財務諸表監査以外の専門業務

# ディスカッションポイント

- ① IESBA倫理規程のセクション360等における未導入の規定のうち、財務諸表監査業務に従事する会員に関連する前スライドの規定について、改正倫理規則に反映することとしたいが、いかがか。
- ② 監査人予定者が監査受嘱前に法令違反等事実に相当する事実を認識した場合における、規制当局に対する任意の報告の検討に関する規定を、改正倫理規則において定めることとしたいが、いかがか。

# 倫理規則の改正スケジュール

	2021				2022				2023				2024				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
<b>1. 全面改正 (再構成)</b> IESBAの適用より3年強遅れ	2月 論点 整理			11月 公開 草案			7月 定期 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
<b>2. 審査担当者等の客観性</b> IESBAと同時適用				11月 公開 草案			7月 定期 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (審査に係る実務指針の適用日~)								
<b>3. 報酬</b> IESBAと同時適用				11月 公開 草案			7月 定期 総会										
	IESBA 確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
<b>4. 非保証業務</b> IESBAと同時適用				11月 公開 草案			7月 定期 総会										
	IESBA 確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
<b>Listed Entity及びPIEの定義 (IESBA)*</b>	1月	5月															
	IESBA 公開 草案																

\* Listed Entity及びPIEの定義改正は、IESBAにおいて、2024年12月以後開始事業年度から適用することが提案されている。



# 有識者懇談会 開催スケジュール

公開草案コメントへの対応に関するディスカッションを予定しています。

	2021年							2022年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
有識者懇談会/準備会合	6月29日 準備会合①	7月29日 準備会合②	8月26日 準備会合③	9月14日 有識者懇談会①		11月2日 有識者懇談会②				有識者懇談会③	
倫理委員会	6月1日	7月12日	8月11日	9月6日	10月4日	11月5日 公開草案審議					最終案審議
常務理事会/理事会						11月15・16日 公開草案審議					4月14・15日 最終案審議
定時総会/金融庁認可		7月15日 (有識者懇談会の設置)		金融庁認可 (正式設置)		公開草案公表 (意見募集期限：1月下旬)					

# 職業倫理に関する解釈指針の改正スケジュール

	2021				2022				2023				2024			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
解釈指針改正					3月 公開 草案		8月 確定									
				解釈指針改正					適用開始（2023年4月1日～）							

- 解釈指針の作成を検討する主な項目は以下のとおり。
  - 報酬に関する監査役等とのコミュニケーション及び開示
  - 非保証業務の提供に関する監査役等による了解
  - 提供可能な非保証業務と提供できない非保証業務（公認会計士法との関係も含む）
  - 条文番号や文言の変更等に伴う既存の解釈指針の適合修正 他



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士